

## 高根沢町個人情報保護法施行条例（案）の制定の概要について

### 1 制定理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体における個人情報保護制度は、法に基づき取り扱われることとなりました。

地方公共団体においては、法に基づき個人情報保護制度を運用するために必要な規定（条例で定めることが法律上必要な事項及び条例で定めることが法律上許容されている事項）を整備することが求められていることから、現行の高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成10年高根沢町条例第1号。以下「旧条例」という。）を廃止し、新たに高根沢町個人情報保護法施行条例（以下「新条例」という。）を制定しようとするものです。

### 2 制定内容

#### （1）条例で定めることが法律上必要な事項

- ・開示請求に係る手数料等（第8条）

法では、開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされていることから、手数料の額及びその他の費用について定めます。

#### （2）条例で定めることが法律上許容されている事項

- ・個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（第3条）

町の実施機関が個人情報ファイルを保有しようとする場合における町長への事前通知について定めます。

- ・開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限（第4条から第7条まで）

開示請求等に対し、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等を行わなければならない期限について定めます。

- ・審査会への諮問（第9条）

個人情報の適正な取扱いを確保するため、審査会への諮問ができる場合について定めます。

#### （3）高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例の廃止（附則第2条）

旧条例は令和5年3月31日をもって廃止します。

#### （4）経過措置（附則第3条）

施行日以後においても次の事項については旧条例の規定を適用する旨を定めます。

- ・施行日前における業務に関して知り得た個人情報の守秘義務や不当使用の禁止義務（第1項及び第2項）
- ・施行日前において請求がされた自己情報の開示や訂正等（第3項）
- ・施行日前において高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問がされた場合の調査審議（第4項）

- ・ 施行日前において実施機関が保有していた個人情報ファイルや業務に関して知り得た個人情報の不正提供等が行われた場合の罰則（第5項から第8項まで）

(5) 高根沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正（附則第5条）

「個人情報」の引用元を旧条例から法に改めます。

### 3 施行日

令和5（2023）年4月1日